

## こども計画策定の背景と目的

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくありません。また、児童虐待や不登校、若者の自殺の増加、経済的に困難な状況にある家庭のこどもの貧困、ヤングケアラーなど、こどもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。歯止めのかからない少子化の進行は「国が直面する最大の危機」と言われています。

こうした中、国は、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するための司令塔として令和5年4月に「こども家庭庁」をつくりました。また、家庭での子育てを支援するとともに、社会全体で子育てを支援し、こどもに関する施策を総合的に実施していくために「こども基本法」を施行しました。同法に基づき、政府は「こども大綱」を定め、都道府県、市町村はこども計画の策定が努力義務となりました。

市は、これらの状況を踏まえ、こども施策を総合的・計画的に推進していくために「筑後市こども計画」の策定にとりくみます。

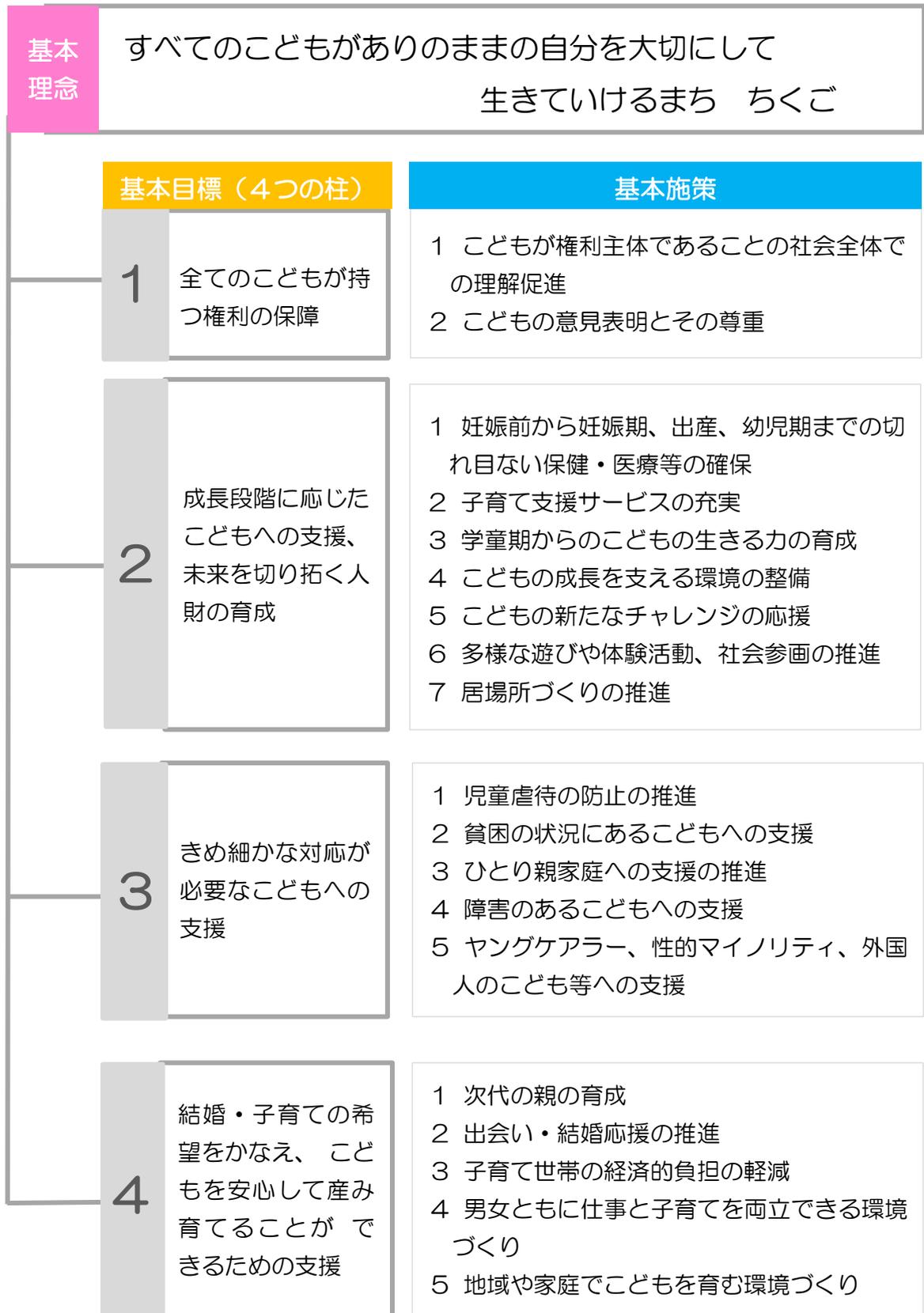
## 計画の期間

計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢、法改正などの動向を踏まえ、計画期間中でも必要に応じて見直しを行います。

なお、計画完成の時期は、令和7年度早期を目標に進めています。



# こども計画策体系（案）



# 自治体こども計画策定のためのガイドライン

## 自治体こども計画とは？ガイドラインの目的は？

こども基本法第10条にて、  
・都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成すること  
・市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。  
本ガイドラインでは計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点を取りまとめ、広く横展開を行い、地域の実情に応じた自治体こども計画の策定を支援します。

## こども大綱

これまで別々に作られてきた

「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が、こども大綱に一元化されました。

勘案



(自治体こども計画)  
都道府県こども計画

既存の各法令等に基づき、地方公共団体が作成するこども施策に関する事項を定める計画等について、都道府県計画および市町村計画と一体のものとして作成することができます。

これにより区域内の

- ・こども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、
- ・住民にとって一層分かりやすいものとする事、
- ・事務負担の軽減を図ることなどが期待されています。

勘案



(自治体こども計画)  
市町村こども計画

- (例)
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画および市町村子ども・若者計画
  - ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画および市町村計画
  - ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
  - ・子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画等

市町村はこども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案します。

📌 計画を策定する自治体は、一体のものとして作成した場合であっても、各法令等における計画に記載すべき事項を自治体こども計画の内容として盛り込むこと。

## 自治体こども計画策定の工程とガイドラインの記載事項

- ・調査の手法、工夫について
- ・子ども・若者、子育て当事者への意見聴取、意見のフィードバックについて
- ・外部委託する場合の留意点について

- ・目標の設定について
- ・計画の推進体制、評価、見直しについて

工程

事前準備

調査

策定

完成

推進

- ・計画完成までのスケジュールの検討について（どういった工程が想定されるか。）
- ・検討体制、協議会の構築について
- ・自治体こども計画と一体とできる計画について
- ・市内、市外との連携について
- ・予算（想定される費目）の確保について

- ・上位計画、関連計画との整合について
- ・協議会等の開催について

(参考)  
こども・若者の意見の  
政策反映に向けたガイドライン  
～こども・若者の声を聴く  
取組のはじめ方～



ガイドラインでは、こども施策に関わる計画を複数の根拠法令等に基づいて一体的に策定した事例や、こども・若者等から積極的に意見を聴取するための取組を実施している事例だけでなく、記載事項ごとに留意点や自治体ヒアリングの結果として参考事例を記載しております。

## いじめ・不登校の状況について

## 1.全国の状況

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

## ○いじめ

## ・認知件数の推移

(単位：件)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	484,545	420,897	500,562	551,944	588,930
	75.8	66.5	79.9	89.1	96.5
中学校	106,524	80,877	97,937	111,404	122,703
	32.8	24.9	30.0	34.3	38.1

※上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

## ・国の分析

令和5年度の小・中学校におけるいじめの認知件数は、711,633件（R4年度663,348件）であり、48,255件（7.3%）の増加。

増加の背景として、いじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことやアンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめに関する認知が進んだことによる。

年度末時点でいじめの解消となったものが551,442件（77.5%）、解消に向けて取組中が159,494件（22.4%）となっている。初期段階で認知し、学校における組織的な早期対応を行うことで一定数解消できている一方、SNS上のいじめなど見えづらく解消の確認が難しい事案の増加も増えている。

## ○不登校

## ・不登校数の推移

(単位：人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4
中学校	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1

※上段は不登校児童生徒数、下段は 1,000 人当たりの不登校児童生徒数

・国の分析

令和 5 年度の小・中学校における不登校児童生徒数は 346,482 人（令和 4 年度 299,048 人）であり、47,434 人（15.9%）増加した。11 年連続の増加で過去最高となったものの増加率は前年度を下回った（R4 22.1%→R5 15.9%）。出席日数が 0 日の者は 7.4%、欠席日数が 30～49 日の者は 22.3%、50～89 日の者は 22.7%、90 日以上欠席している者は 55.0%だった。

増加の背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透による保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下などがあげられる。

不登校児童生徒について把握した事実として、「学校生活に対してやる気がでない」（32.2%）が最も多く、「不安や抑うつ」（23.1%）、「生活リズムの乱れ」（23.0%）、「学業不振」（15.2%）、「友人関係の問題」（13.3%）の順で多かった。

2.筑後市の状況

○いじめ

・認知件数の推移

（単位：件）

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	182	277	102	134	103	-
	62.9	94.5	35.0	46.0	35.1	-
	169	217	80	92	79	63
中学校	68	30	52	64	49	-
	52.8	22.9	38.6	47.3	36.1	-
	59	27	38	40	33	30

※上段は認知件数、中段は 1,000 人当たりの認知件数、下段は 12 月末の認知件数

国の分析にもある通り、いじめはいじめ防止対策推進法により「一定の人間関係の中で心理的・物理的な行為により、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じたもの」と定義され、些細な事案も積極的に認知するよう要請されており。このことから、いじめの認知件数が多いことは、それだけ教職員の目が行き届いている証として捉えている。学校では、日常的な児童生徒の観察や毎月のいじめアンケート、学期ごとの教育相談等を通じていじめの認知を進めている。

いじめ認知後の対応は、各学校で個別ケースの様態に応じて校内いじめ対策委員会

など組織的な対応を行い、9割以上のケースで早期の解決が図られている状況にある。いじめの様態の特徴的なものとして SNS 等インターネット上への誹謗中傷について増加傾向が見られることから、スマホ等の利用について家庭と連携しながら啓発・指導を進めている。

○不登校

・不登校数の推移

(単位：人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	10	21	35	59	72	-
	3.5	7.2	12.0	20.2	24.6	-
	10	15	25	38	55	60
中学校	45	57	92	103	101	-
	34.9	43.6	68.4	76.1	74.4	-
	39	44	85	93	79	89

※上段は不登校児童生徒数、下段は 1,000 人当たりの人数、下段は 12 月末の人数

不登校児童生徒は、文部科学省通知により「不登校が休養や自分を見つめ直す等の積極的な機会」とされるなど、「学校に登校する」ことへの考え方の変化のほか、コロナ禍による学校生活・社会生活の変容も相まって、小学校・中学校ともに毎年増加しており、小学校低学年にも一定数の不登校児童がいる状況にある。

不登校児童生徒への取組として、各学校において担任等が定期的に家庭訪問や電話連絡等によって個々の児童生徒との関わりを絶やさないこと、保護者と連携することを起点として、不登校となった要因の把握に努め、関係機関との情報共有や連携をしながら対応している。

不登校の要因として、今年度 12 月末までの状況では、友人関係や学業不振など「学校生活に起因するもの」は小学校 20%、中学校で 15%、親と子の関わりなど「家庭生活に起因するもの」は小学校 22%、中学校 3%、生活リズムの乱れや学校生活へのやる気の減退など「個人に起因するもの」が小学校 58%、中学校 82%となっている。

不登校への対応として、児童生徒の居場所づくりでは、各学校で教室に入ることに困難さのある児童生徒に登校できるよう学校内の居場所づくりを進めている。この別室登校は、自習をベースとしており、別室利用者の見守りは教員が交代で行うほか、今年度よりスマイルの不登校児童生徒支援員も巡回して対応している。

教育員会では、学校や関係機関と連携した不登校対策委員会を立ち上げ、不登校の実態把握や様々な対応の検討を行い、これまでスクールカウンセラーの配置時数の増加、不登

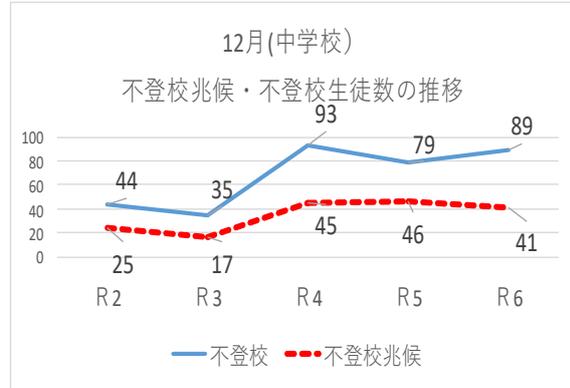
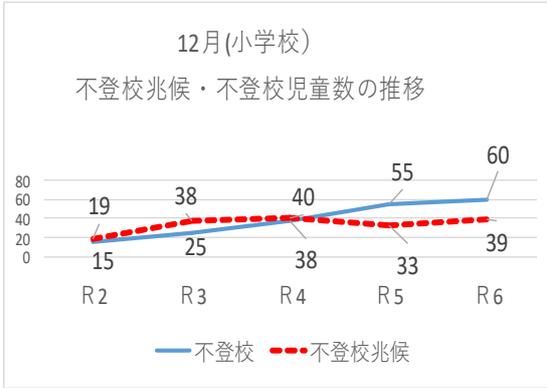
校児童生徒支援員の増加、別室登校の拡大等を行ってきた。

# 不登校・不登校兆候に係るデータ（R6 12月）

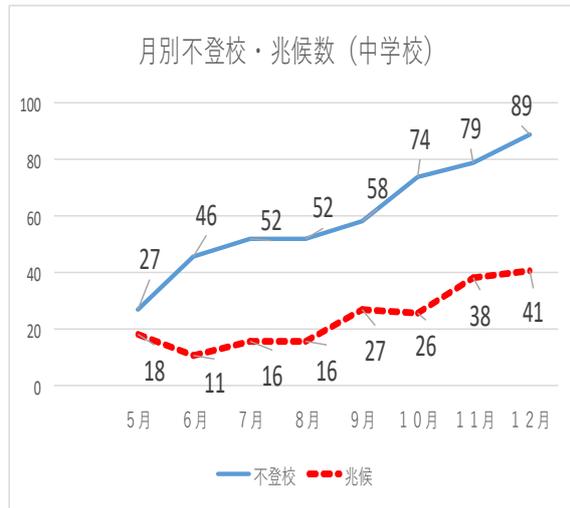
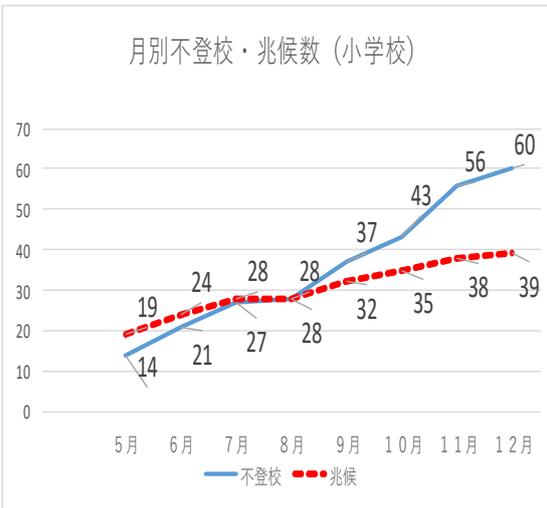
筑後市教育委員会

※不登校・・・欠席日数が30日以上。ただし、病気、経済的理由等は除く。  
兆候・・・欠席日数+別室等利用日数+（遅刻+早退）÷2 が15以上

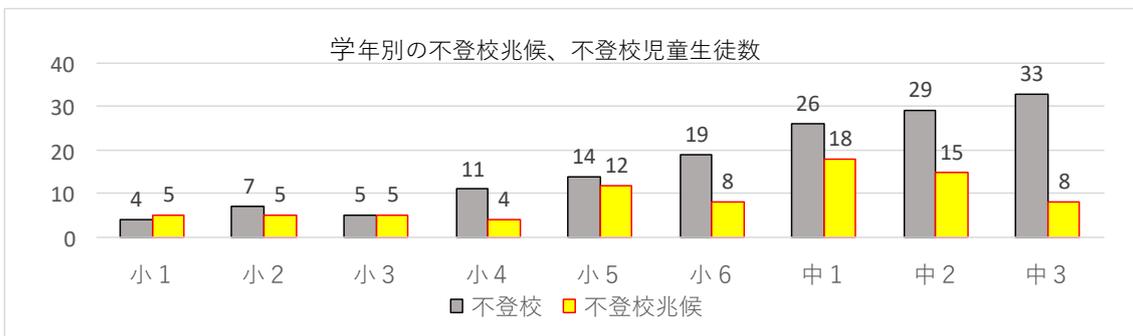
## 1 不登校兆候・不登校の児童生徒数の推移



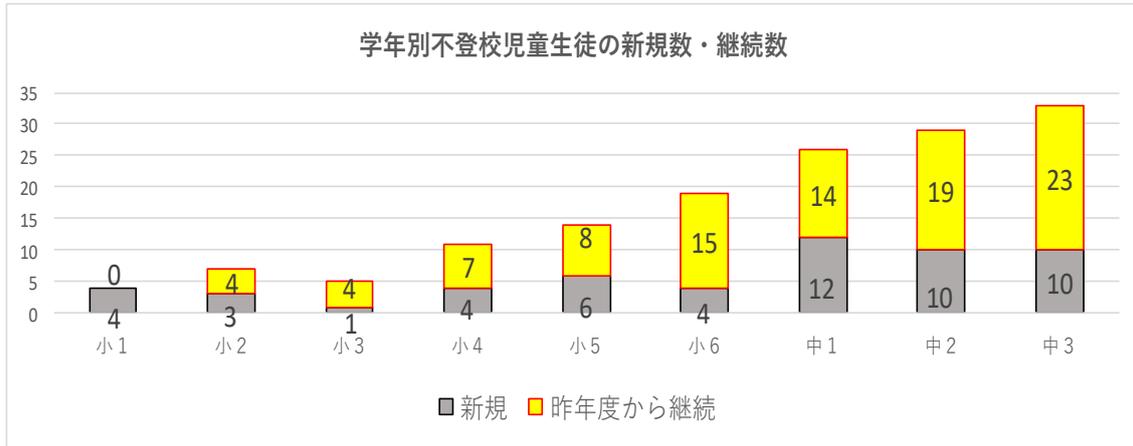
## 2 月別の不登校兆候、不登校児童生徒数



## 3 学年別の不登校兆候、不登校児童生徒数

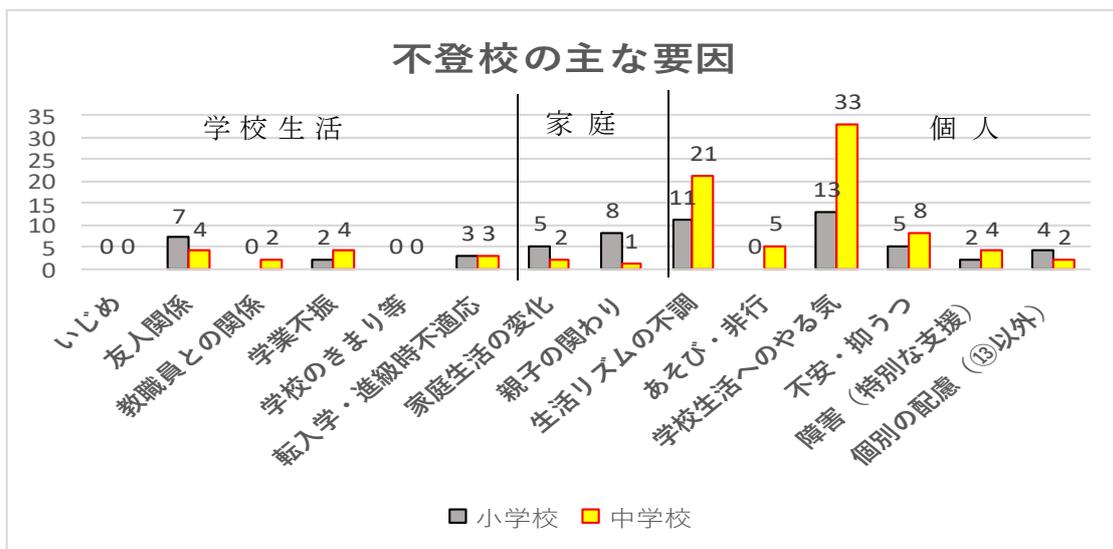
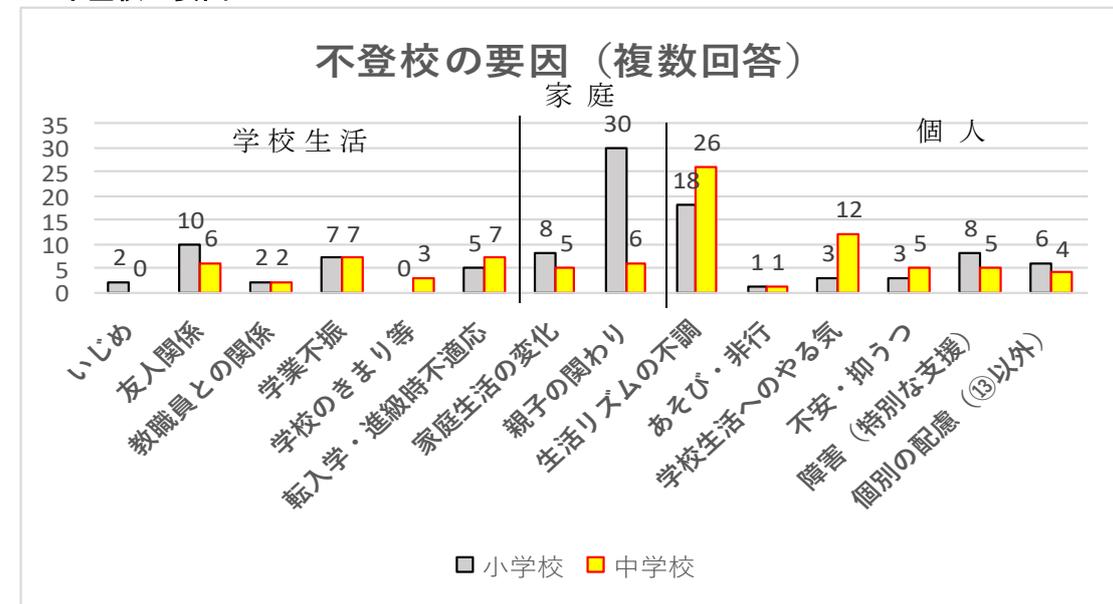


#### 4 学年別不登校児童生徒の新規数・継続数



※不登校児童生徒のうち、昨年度は「病欠」「その他」に分類されていたものがある。

#### 5 不登校の要因

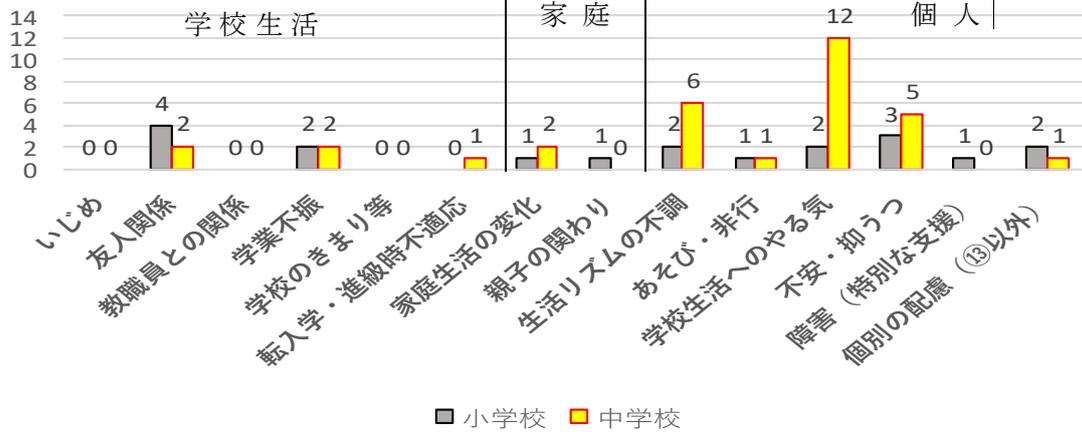


小 20 %  
中 15 %

小 22 %  
中 3 %

小 58 %  
中 82 %

## 新規不登校の主な要因



## 【資料3】

### 筑後市教育支援センター構想及び居場所づくりの取組について

#### 1. 筑後市教育支援センター構想

##### ◇現状の課題

筑後市における小中学校の保護者や児童生徒の相談窓口として、筑後市教育研究所に教育相談機能（窓口・相談電話）を設けているほか、SSW や教育委員会（学校教育課）への直接の相談もあるなど、相談窓口の分散による教育委員会と学校、関係機関での情報共有の難しさが課題となっている。

また、国は不登校児童生徒への適切な支援として、不登校児童生徒の集団生活への適応や基礎学力の向上、生活習慣の改善のための相談・指導を行うための教育支援センターの設置を進めている。筑後市では、筑後市教育支援教室「スマイル」において、不登校児童生徒の学校復帰、社会復帰を支援しているが、近年の不登校児童生徒の急激な増加に対し、より効果的な対応が行なえる体制づくりが必要だと思われる。

##### ◇令和7年度以降の構想

現在の教育研究所、スマイル及びSSW（スクールソーシャルワーカー）の配置変更により、下記について実現したい。

- ・教育相談（保護者等）の窓口の集約
- ・児童生徒指導や保護者対応に関する教職員の相談機能
- ・個別の課題に対応するSSW、教育支援教室指導員、不登校児童生徒支援員の情報共有や対応方針の一元化
- ・関係機関との連携
- ・スクールカウンセラー配置によるカウンセリング等の実施

※具体的な構想図は別添資料参照。

## 2. 居場所づくりについて

### ◇目的

不登校児童生徒に学校外の居場所や人との繋がりを提供することで、孤立・孤独を回避し、社会的自立に向けた契機とするとともに、不登校児童生徒に対するカウンセリング実施により、「こども大綱」が目指すこどもまんなか社会実現に向けた重要事項でもある学齢期の居場所づくり及びこころのケアの充実を実現する。

### ◇具体的な計画

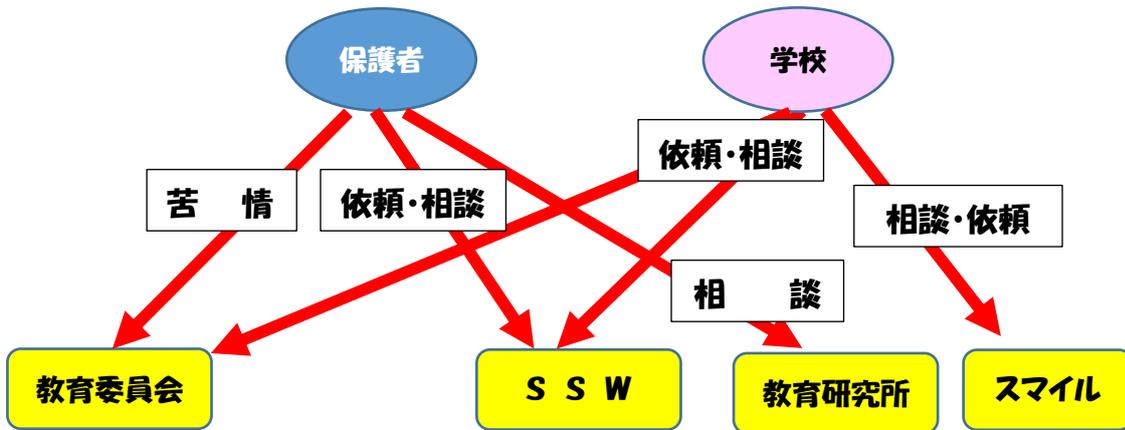
市民文化施設であるサザンクス筑後の研修室に不登校児童生徒の居場所を設ける。開設は当面、平日（火曜日から金曜日）のうち週3日、午後3時間程度、居場所の見守りはスマイルの不登校児童生徒支援員が担う。

利用人数や要望の変化に応じて開設する曜日や時間帯は修正していくこととするが、開設時間の拡大のためには見守りや居場所での体験学習の検討などを担ってもらえるような協力者が必要であり、関連するNPO法人やボランティア団体、児童民生委員会等への働きかけを行っていく。

令和7年度予算にて周知パンフレットや居場所に必要な消耗品等の予算を計上し、早期の開設を目指し取り組んでいく。

教育相談機能の一本化についての案

【現 状】



【教育支援センター構想】

